



感染症予防計画改定素案について

神奈川県 医療危機対策本部室

2023年11月13日 ver.0.91

はじめに
I 感染症対策の推進の基本的な考え方
II 本編
第一 感染症の発生の予防に関する事項
第二 感染症のまん延防止に関する事項
第三 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
第四 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
第五 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
第六 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
第七 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
第八 宿泊施設の確保に関する事項
第九 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
第十 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項
第十一 第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物質等の確保に関する事項
第十二 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症患者等の人権の尊重に関する事項
第十三 感染症の予防に関する人材の養成及び資質向上に関する事項
第十四 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
第十五 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策に関する事項
第十六 感染症対策における関係機関及び関係団体との連携
第十七 その他感染症の予防の推進に関する重要事項
III-1 特定の感染症対策 - 結核 III-2 特定の感染症対策 - その他の感染症

項目		議会からの意見・前回感対協での意見	記載ページ
はじめに	計画期間	計画期間を記載してはどうか。 計画期間を明確にしてはどうか。	1・2

項目		県医師会からの意見	記載ページ
基本的な考え方	医療界と行政の連携	新型コロナウイルス対応では、医療界と行政が連携できる仕組みが整えられ機能した。 今後はこういった仕組みをいかに早く作り上げられるかが重要。	3
	医療機関への情報共有	医療機関への速やかな情報共有について、計画へ記載してほしい。	

項目		県医師会からの意見	記載ページ
第五	感染症指定医療機関の役割	新興感染症対応は、まずは感染症指定医療機関が対応してほしい。	14

項目		県病院協会からの意見	記載ページ
第五	協定の実施状況に係る情報提供	協定の実施状況について県側からも情報提供する旨明記してほしい。	15

項目		県の考え	記載ページ
第五	公立・公的医療機関の役割	流行初期の病床確保は、公立・公的医療機関等に対応する。	16

項目		県の考え	記載ページ
第五	地域外来・検査センターの役割	流行初期から地域外来・検査センターを設置する。	16

項目		前回感対協での意見	記載ページ
第五	高齢者施設等への支援	高齢者施設等を支援する主体を明確にしてはどうか。	16・24

項目		前回感対協での意見	記載ページ
第三	感染症・病原体等に関する情報共有	国が整備する感染症発生動向調査の情報基盤を活用して、情報を効率的に収集することに加え、その情報を共有してはどうか。	16
項目		県医師会からの意見	記載ページ
第五	臨時の医療施設	新興感染症発生時の患者の受け皿として、臨時の医療施設の設置・検討が必要ではないか。	17
項目		保健所設置市からの意見	記載ページ
第八	県による宿泊施設の確保	宿泊施設の確保、協定締結は県主導で進めてほしい。	23
項目		県医師会からの意見	記載ページ
第十一	備蓄への補助	平時からの備蓄は、補助金等により行政で負担してほしい。	26

項目		県病院協会からの意見	記載ページ
第十二	医療従事者に対する風評被害	新興感染症対策に協力する医療従事者が、風評被害を受けることの無いようにしてほしい。	26

項目		前回感対協での意見	記載ページ
第十三	人材の養成	人材養成に国主催の研修を活用してはどうか。	27

項目		前回感対協での質問	記載ページ
第十五	他都道府県との対策連絡協議会	他都道府県との対策連絡協議会の具体的な取組内容は何か。	30

国への確認

県域をまたぐ課題に対応するため、必要に応じて関係する都道府県等が主体となり、有事に立ち上げることを想定した協議体のこと。必ずしも協議会という形の会議体をイメージしているのではなく、都道府県等間の連絡体制の強化が必要との趣旨。

項目		前回感対協での意見	記載ページ
第十六	教育機関との連携	学校、教育機関に関する記載を充実してはどうか。	—

県の考え

- 教育機関に関する記載は、総論として、学校との連携について記載している（8ページ）。
- なお、学校における感染症対策として学級閉鎖などについては、別に定める新型インフルエンザ等対策行動計画に記載している。